



熊本県公報

第 1 2 3 8 2 号

平成 27 年 1 月 9 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 1
- 個人県民税寄付金税額控除対象寄付金の指定…………… (税務課) 2
- 個人県民税寄付金税額控除対象寄付金の指定…………… (〃) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (〃) 3
- 介護老人保健施設の開設許可…………… (高齢者支援課) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4
- 平成 2 6 年度予算の要領…………… (財政課) 4

公 告

- 有明海東地区特定漁港漁場整備事業計画の策定…………… (漁港漁場整備課) 30
- 農用地利用配分計画の認可の申請…………… (農地・農業振興課) 30
- 農用地利用配分計画の認可の申請…………… (〃) 31
- 熊本都市計画地区計画の変更(嘉島町決定)…………… (都市計画課) 31
- 農用地利用配分計画の認可の申請…………… (農地・農業振興課) 32
- 白川・菊池川地域森林計画の樹立…………… (森林整備課) 32
- 緑川地域森林計画の変更…………… (〃) 32
- 球磨川地域森林計画の変更…………… (〃) 32
- 天草地域森林計画の変更…………… (〃) 32
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 33

登 載 依 頼

- 平成 2 6 年度熊本県スポーツ推進審議会の開催…………… (スポーツ推進審議会) 33

告 示

熊本県告示第 1 2 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 7 年 1 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社彩	訪問介護ステーションあかり	八代市二見本町 1 2 4 7 番地 2 コア二見 A 棟 2 階 7 号室	平成 2 7 年 1 月 1 日	訪問介護

熊本県告示第 1 3 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 7 年 1 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社彩	訪問介護ステーションあかり	八代市二見本町 1 2 4 7 番地 2	平成 2 7 年 1 月 1 日	介護予防訪問 介護

		コア二見A棟2階7号室	
--	--	-------------	--

熊本県告示第14号

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）第30条第4号の規定により次の寄附金を個人県民税寄附金税額控除対象の寄附金として指定したので、熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）第19条の3の5第5項の規定により告示する。
平成27年1月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定年月日 平成27年1月5日
- 2 控除対象寄附金の名称 公益財団法人永青文庫に対する寄付金
- 3 控除対象寄附金に係る寄附金募集者（以下「被指定募集者」という。）の名称 公益財団法人永青文庫
- 4 被指定募集者の代表者の氏名 理事長 細川 護熙
- 5 被指定募集者の主たる事務所の所在地 東京都文京区目白台一丁目1番1号
- 6 控除対象寄附金の指定の有効期間 平成27年1月1日から平成31年12月31日まで

熊本県告示第15号

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）第30条第4号の規定により次の寄附金を個人県民税寄附金税額控除対象の寄附金として指定したので、熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）第19条の3の5第5項の規定により告示する。
平成27年1月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定年月日 平成27年1月5日
- 2 控除対象寄附金の名称 学校法人東海大学に対する寄附金
- 3 控除対象寄附金に係る寄附金募集者（以下「被指定募集者」という。）の名称 学校法人東海大学
- 4 被指定募集者の代表者の氏名 理事長 松前 義昭
- 5 被指定募集者の主たる事務所の所在地 東京都渋谷区富ヶ谷二丁目28番4号
- 6 控除対象寄附金の指定の有効期間 平成27年1月1日から平成31年12月31日まで

熊本県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成27年1月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成27年1月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	竈門菰田山鹿線	山鹿市椿井字下田 573番地先から 同所 570番地先まで	26.0	防交安 (改築)
		山鹿市椿井字尾崎 564番地先から 同所 1212番地先まで	72.0	

2 供用を開始する期日 平成27年1月9日

熊本県告示第17号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公表する。
平成27年1月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 検査の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査の対象家畜
牛 8頭
- 3 検査の期日及び場所

検査の期日	検査の場所
平成27年2月2日(月)	独立行政法人家畜改良センター熊本牧場 玉名市横島町共栄37
平成27年2月2日(月)	熊本県農業研究センター 合志市栄3801

熊本県告示第18号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年1月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字杉堂字芭蕉 1518番1地先から 同所 1523番1地先まで	前	10.0 ～ 15.0	92.7	防交安 (災害 防除)
			後	19.0 ～ 24.6		

2 区域を変更する期日 平成27年1月9日

熊本県告示第19号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年1月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	高沢一勝地線	球磨郡球磨村大字渡丙字六郎 1473番12地先から 同所 1473番12地先まで	前	18.0 ～ 38.9	16.5	単災防
			後	18.0 ～ 44.5		

2 区域を変更する期日 平成27年1月9日

熊本県告示第20号

介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設を次のとおり許可したので、同法第104条の2の規定により公示する。

平成27年1月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護老人保健施設)

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
小規模介護老人保健施設 もみの木 人吉市下林町232番地	医療法人回生会	平成27年1月4日

熊本県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年1月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	大野下停車場西照寺線	玉名市岱明町大字古閑字野田 541番2地先から 玉名市岱明町大字西照寺字備中 田 198番2地先まで	75.6	防交 (改築)

2 供用を開始する期日 平成27年1月9日

熊本県告示第22号

平成26年度熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が平成26年12月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

平成27年1月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成26年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

平成26年度熊本県の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,599,004千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ742,948,262千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		4,052,797	6,500	4,059,297
	1 負担金	3,438,312	6,500	3,444,812
2 国庫支出金		112,553,043	1,047,828	113,600,871
	1 国庫負担金	38,295,359	9,981	38,305,340
	2 国庫補助金	71,400,472	1,037,847	72,438,319
3 財産収入		2,019,992	9,725	2,029,717
	1 財産売却 収入	970,356	9,725	980,081
4 繰入金		55,264,983	1,961,551	57,226,534
	1 基金繰入金	54,590,555	1,961,551	56,552,106
5 繰越金		1,154,019	499,240	1,653,259
	1 繰越金	1,154,019	499,240	1,653,259
6 諸収入		35,013,760	20,160	35,033,920
	1 雑入	7,092,619	20,160	7,112,779
7 県債		102,028,800	54,000	102,082,800

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 県 債	102,028,800	54,000	102,082,800
歳 入	合 計	739,349,258	3,599,004	742,948,262

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		32,540,238	24,406	32,564,644
	1 徴 税 費	6,276,790	24,406	6,301,196
2 民 生 費		93,929,314	142,025	94,071,339
	1 社会福祉費	61,622,583	43,300	61,665,883
	2 生活保護費	5,178,324	98,725	5,277,049
3 衛 生 費		55,785,259	3,296,857	59,082,116
	1 公衆衛生費	36,476,437	3,116,529	39,592,966
	2 環境衛生費	16,582,623	23,763	16,606,386
	3 医 薬 費	1,071,651	156,565	1,228,216
4 農 水 産 業 林 費		64,827,170	28,215	64,855,385
	1 農 業 費	19,584,993	6,984	19,591,977
	2 林 業 費	15,790,203	21,231	15,811,434
5 土 木 費		83,652,495	30,000	83,682,495
	1 河川海岸費	29,706,670	30,000	29,736,670

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6 警 察 費		36,577,749	1,919	36,579,668
	1 警察管理費	32,744,163	1,919	32,746,082
7 災害復旧費		3,986,983	75,582	4,062,565
	1 農林水産業 災害復旧費	1,265,666	36,020	1,301,686
	2 土 木 災 害 復 旧 費	2,720,747	39,562	2,760,309
歳 出 合 計		739,349,258	3,599,004	742,948,262

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 354,000
	1 防 災 費	354,000
2 民 生 費		1,025,000
	1 社 会 福 祉 費	476,000
	2 児 童 福 祉 費	505,000
	3 災 害 救 助 費	44,000
3 衛 生 費		2,540,000
	1 公 衆 衛 生 費	1,165,000
	2 環 境 衛 生 費	1,313,000
	3 医 薬 費	62,000
4 農 林 水 産 業 費		10,888,000
	1 農 業 費	782,000
	2 畜 産 業 費	252,000
	3 農 地 費	3,375,000
	4 林 業 費	4,910,000
	5 水 産 業 費	1,569,000
5 土 木 費		42,303,000
	1 土 木 管 理 費	513,000

款	項	金 額
		千円
	2 道路橋りょう費	15,941,000
	3 河川海岸費	19,692,000
	4 港湾費	2,411,000
	5 都市計画費	3,227,000
	6 住宅費	519,000
6 教 育 費		2,781,000
	1 教育総務費	1,118,000
	2 高等学校費	1,316,000
	3 特別支援学校費	347,000
7 災 害 復 旧 費		1,835,000
	1 農林水産業 災害復旧費	310,000
	2 土木災害復旧費	1,525,000
合	計	61,726,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 広報関係業務	平成27年度	56,368
2 首都圏広報業務	平成27年度	10,002
3 旅券発給業務	平成27年度 ～平成29年度	57,958
	年次別内訳	
	平成27年度	19,202
	平成28年度	19,378
平成29年度	19,378	
4 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	平成27年度	125,270
5 保健・医療・福祉関係業務	平成27年度	18,301
6 総合福祉センター管理運営業務	平成27年度 ～平成29年度	134,728
	年次別内訳	
	平成27年度	44,636
	平成28年度	45,046
平成29年度	45,046	
7 環境センター管理運営業務	平成27年度 ～平成29年度	67,947
	年次別内訳	
	平成27年度	22,511
	平成28年度	22,718
平成29年度	22,718	
8 大気汚染監視業務	平成27年度	2,767
9 海域水質環境調査業務	平成27年度	15,675
10 しごと相談・支援センター関係業務	平成27年度	12,184

事 項	期 間	限 度 額
11 島田地区農地防災事業 熊 本 市	平成27年度	170,000
12 阿蘇みんなの森管理運営業務	平成27年度 ～平成29年度	23,430
	年次別内訳	
	平成27年度	7,726
	平成28年度	7,907
平成29年度	7,797	
13 水産環境整備事業	平成27年度	290,000
14 漁港漁場施設補修事業	平成27年度	12,000
15 くまモンスクエア管理運営業務	平成27年度 ～平成29年度	30,585
	年次別内訳	
	平成27年度	10,129
	平成28年度	10,228
平成29年度	10,228	
16 富岡ビジターセンター事務委託業務	平成27年度	4,845
17 観光統計パラメータ調査事業	平成27年度	4,884
18 建設単価調査業務	平成27年度	19,638
19 県有施設保全改修費	平成27年度	54,000
20 道路新設改良費	平成27年度	1,312,000
21 治水堤防費	平成27年度	248,000
22 河川改良費	平成27年度	106,506

事 項	期 間	限 度 額
23 砂防費	平成27年度	千円 32,000
24 港湾建設費	平成27年度	635,000
25 公営住宅管理運営業務	平成27年度 ～平成31年度	2,537,606
	年次別内訳	
	平成27年度	504,170
	平成28年度	508,359
	平成29年度	508,359
	平成30年度 平成31年度	508,359 508,359
26 警察関係業務	平成27年度 ～平成28年度	630,222
	年次別内訳	
	平成27年度 平成28年度	547,722 82,500
27 教職員住宅用地賃借	平成27年度	964
28 ほほえみスクールライフ支援事業	平成27年度	36,016
29 熊本時習館構想関連事業	平成27年度	22,296
30 給食業務	平成27年度 ～平成28年度	108,089
	年次別内訳	
	平成27年度 平成28年度	86,549 21,540

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 緊急雇用創出基金事業	平成27年度	296,400 ^{千円}	平成27年度	396,000 ^{千円}
2 治山事業	平成27年度	150,000	平成27年度	173,000
3 県有施設等管理業務	平成27年度 ～平成31年度	7,865	平成27年度 ～平成31年度	2,606,317
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成27年度	1,815	平成27年度	2,097,843
	平成28年度	1,815	平成28年度	213,767
	平成29年度	1,815	平成29年度	213,827
	平成30年度 平成31年度	1,815 605	平成30年度 平成31年度	41,045 39,835
4 情報処理関連業務	平成27年度 ～平成31年度	318,968	平成27年度 ～平成32年度	863,297
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成27年度	124,345	平成27年度	288,802
	平成28年度	84,210	平成28年度	172,378
	平成29年度	56,310	平成29年度	144,478
	平成30年度 平成31年度	45,115 8,988	平成30年度 平成31年度 平成32年度	133,283 97,156 27,200
5 事務機器等賃借	平成27年度 ～平成33年度	1,497,425	平成27年度 ～平成34年度	1,912,029
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成27年度	320,760	平成27年度	349,171
	平成28年度	296,711	平成28年度	367,199
	平成29年度	295,225	平成29年度	365,713
	平成30年度	294,222	平成30年度	364,710
	平成31年度	223,161	平成31年度	295,422
	平成32年度 平成33年度	52,680 14,666	平成32年度 平成33年度 平成34年度	103,173 44,366 22,275

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>農 林 水 産 施 設 現 年 発 生 単 費 災 害 復 旧 事 業 費</p> <p>公 共 土 木 現 年 発 生 単 費 災 害 復 旧 事 業 費</p>	<p>千円</p> <p>13,000</p> <p>18,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。</p> <p>発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0%</p> <p>以 内</p> <p>(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内</p> <p>半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等</p> <p>ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>計</p>	<p>31,000</p>			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
単 県 砂 防 整 備 事 業 費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円			
	229,800	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	(ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	252,800	(補 正 前 に 同 じ)		

平成26年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

款	項	金額
		千円
1 土 木 費		230,000
	1 港 湾 費	230,000
合	計	230,000

第 2 表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成27年度 ～平成31年度	千円 942	平成27年度 ～平成31年度	千円 10,875
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度	201 202 202 202 135	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度	10,134 202 202 202 135

平成 2 6 年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 6 年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 繰越明許費

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 805,000
	1 流域下水道費	805,000
合	計	805,000

第 2 表 債務負担行為補正			
追 加			
事 項	期 間	限 度 額	
1 熊本北部流域下水道水質法定検査業務	平成27年度	千円 4,217	
2 球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	平成27年度	4,468	
3 八代北部流域下水道水質法定検査業務	平成27年度	4,375	

平成 2 6 年度熊本県電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成 2 6 年度熊本県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額	
企業局所有施設等管理業務	平成 2 7 年度	千円 2,455	

平成 2 6 年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成 2 6 年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額	
企業局所有施設等管理業務	平成 2 7 年度	千円 3,733	

平成26年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成26年度熊本県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成27年度	千円 45,024
医事業務	平成27年度	24,522
事務機器等賃借	平成27年度 ～平成29年度	16,862
	年次別内訳 平成27年度	5,586
	平成28年度	5,638
	平成29年度	5,638

平成26年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

平成26年度熊本県の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,728,042千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 742,077,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		112,553,043	286,689	112,839,732
	1 国庫負担金	38,295,359	286,689	38,582,048
2 繰越金		1,154,019	2,441,353	3,595,372
	1 繰越金	1,154,019	2,441,353	3,595,372
歳 入 合 計		739,349,258	2,728,042	742,077,300

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,390,034	11,385	1,401,419
	1 議 会 費	1,390,034	11,385	1,401,419
2 総 務 費		32,540,238	131,189	32,671,427
	1 総務管理費	11,396,227	52,949	11,449,176
	2 企 画 費	7,360,114	17,145	7,377,259
	3 徴 税 費	6,276,790	22,398	6,299,188
	4 市 町 村 振 興 費	3,222,933	27,719	3,250,652
	5 選 挙 費	1,382,534	132	1,382,666
	6 防 災 費	1,972,324	3,683	1,976,007
	7 統計調査費	618,165	3,041	621,206
	8 人 員 事 委 員 会 費	155,857	1,961	157,818
	9 監査委員費	155,294	2,161	157,455
3 民 生 費		93,929,314	49,247	93,978,561
	1 社会福祉費	61,622,583	22,503	61,645,086

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	26,991,179	18,069	27,009,248
	3 生活保護費	5,178,324	8,675	5,186,999
4 衛生費		55,785,259	49,605	55,834,864
	1 公衆衛生費	36,476,437	8,372	36,484,809
	2 環境衛生費	16,582,623	14,161	16,596,784
	3 保健所費	1,654,548	21,832	1,676,380
	4 医薬費	1,071,651	5,240	1,076,891
5 労働費		4,690,315	7,475	4,697,790
	1 労政費	197,263	1,873	199,136
	2 職業訓練費	1,562,891	4,785	1,567,676
	3 労働委員会費	105,211	817	106,028
6 農水産業林費		64,827,170	140,095	64,967,265
	1 農業費	19,584,993	63,484	19,648,477
	2 畜産業費	4,109,632	15,826	4,125,458
	3 農地費	18,239,895	23,216	18,263,111

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 林業費	15,790,203	23,490	15,813,693
	5 水産業費	7,102,447	14,079	7,116,526
7 商工費		28,688,221	19,009	28,707,230
	1 商業費	23,092,617	6,283	23,098,900
	2 工鉱業費	5,038,177	10,691	5,048,868
	3 観光費	557,427	2,035	559,462
8 土木費		83,652,495	84,903	83,737,398
	1 土木管理費	2,461,557	19,855	2,481,412
	2 道橋りょう費	37,444,857	33,322	37,478,179
	3 河川海岸費	29,706,670	20,760	29,727,430
	4 港湾費	5,722,656	4,366	5,727,022
	5 都市計画費	6,251,919	4,330	6,256,249
	6 住宅費	2,064,836	2,270	2,067,106
9 警察費		36,577,749	387,231	36,964,980
	1 警察管理費	32,744,163	387,231	33,131,394

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10 教育費		170,516,034	1,847,903	172,363,937
	1 教育総務費	31,248,530	- 84,247	31,332,777
	2 小学校費	58,570,516	781,940	59,352,456
	3 中学校費	33,609,251	462,475	34,071,726
	4 高等学校費	29,705,989	374,896	30,080,885
	5 特別支援 学 校 費	11,108,209	132,704	11,240,913
	6 社会教育費	3,310,990	10,645	3,321,635
	7 保健体育費	2,071,633	996	2,072,629
歳 出 合 計		739,349,258	2,728,042	742,077,300

平成26年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,816千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,081,090千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び 手数料		千円	千円	千円
		615,886	1,816	617,702
	1 使用料	615,886	1,816	617,702
歳 入 合 計		3,079,274	1,816	3,081,090
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円	千円	千円
		755,849	1,816	757,665
	1 港湾費	755,849	1,816	757,665
歳 出 合 計		3,079,274	1,816	3,081,090

平成26年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ578千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,137,424千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		1,720,143	200	1,720,343
	1 負担金	1,720,143	200	1,720,343
2 繰越金		102,177	378	102,555
	1 繰越金	102,177	378	102,555
歳 入 合 計		3,136,846	578	3,137,424

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土木費		2,418,244	578	2,418,822
	1 流下 水道費	2,418,244	578	2,418,822
歳 出 合 計		3,136,846	578	3,137,424

平成26年度熊本県電気事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成26年度熊本県電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 事業費	1,802,267千円	5,548千円	1,807,815千円
第1項 営業費用	1,452,778千円	5,548千円	1,458,326千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「972,547千円」を「973,102千円」に、「900,303千円」を「900,858千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	1,522,036千円	555千円	1,522,591千円
第1項 建設改良費	1,118,235千円	555千円	1,118,790千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	589,067千円	6,103千円	595,170千円

平成26年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成26年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 事業費	1,206,771千円	829千円	1,207,600千円
第1項 営業費用	1,042,166千円	829千円	1,042,995千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	88,580千円	829千円	89,409千円

平成26年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成26年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度熊本県有料駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 事業費	96,361千円	88千円	96,449千円
第1項 営業費用	79,433千円	88千円	79,521千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	14,906千円	88千円	14,994千円

平成26年度熊本県病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成26年度熊本県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 病院事業費用	1,668,342千円	9,687千円	1,678,029千円
第1項 医 業 費 用	1,536,595千円	9,687千円	1,546,282千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	924,983千円	9,687千円	934,670千円

公 告

熊本県公告第5号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により有明海東地区特定漁港漁場整備事業計画を策定したいので、同条第4項の規定により公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成27年1月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧期間
平成27年1月9日から平成27年1月28日まで
- 2 縦覧場所

熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び熊本県北広域本部玉名地域振興局農林水産部水産課、熊本市農水商工局水産振興センター、熊本市西区役所農業振興課及び熊本市南区役所農業振興課飽田天明分室、荒尾市建設経済部農林水産課、玉名市産業経済部農林水産政策課、玉名市岱明支所市民生活課、玉名市横島支所市民生活課及び玉名市天水支所市民生活課、宇土市経済部農林水産課並びに長洲町農林水産課

熊本県公告第6号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年1月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年1月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

株式会社アド バンス	菊池市旭志尾足	菊池市旭志尾足字甕田1233番1他 3筆
上田 健治	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字香町2537番1
有限会社無限 デイリーファ ーム	合志市須屋	菊池市泗水町豊水字西請882番1
小田 裕	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡錦町大字一武字中原3372番 1他4筆
田原 賢一	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字大堀441番 1他7筆
轟 富夫	玉名郡南関町肥猪町	玉名郡南関町大字肥猪町字十時144 番1他2筆
佐藤 哲治	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字中原110番1他7筆
山内 市男	阿蘇市的石	阿蘇市赤水字山西48番4他1筆
河瀬 康雄	阿蘇市永草	阿蘇市乙姫字山西ノ下882番1他4 筆
中西 洋介	阿蘇市山田	阿蘇市山田字水深222番1他6筆
有限会社やま うち農産	阿蘇市竹原	阿蘇市黒川字千丁無田807番380 他5筆
水田 大地	八代市南平和町	八代市南平和町165番1
吉岡 直樹	八代市南平和町	八代市南平和町305番1
前田 速水	八代市南平和町	八代市南平和町237番1 (3分の1)
有馬 泰彦	八代市南平和町	八代市南平和町237番1 (3分の2)
竹田 一朗	八代市三江湖町	八代市北平和町212番1
岩崎 裕尚	八代市上日置町	八代市植柳下町字古開2020番1他 1筆
稲津 秀憲	八代市鏡町内田	八代市鏡町下村字南田中363番1他 4筆

2 申請年月日
平成26年12月8日

熊本県公告第7号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年1月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年1月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
池田 末敏	山鹿市鹿本町来民町	山鹿市鹿本町来民字前田1306番他 3筆
池上 忠勝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字中尾丸1022 番他4筆

2 申請年月日
平成26年12月12日

熊本県公告第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により嘉島町から熊本都市計画地区計画下仲間地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年1月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第9号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年1月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年1月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
松永 壽昭	熊本市南区城南町島田	熊本市南区城南町島田字水洗174番他3筆
橋本 義則	熊本市南区富合町上杉	熊本市南区富合町上杉字小芦袋465番1他1筆
中村 宗徳	熊本市南区御幸木部一丁目	熊本市南区御幸木部町字井尻1345番1他9筆

- 2 申請年月日 平成26年12月22日

熊本県公告第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により白川・菊池川地域森林計画をたてたので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。

平成27年1月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 白川・菊池川地域森林計画書
- 2 公表の開始時期 平成27年1月9日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部農林水産部林務課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課

熊本県公告第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により緑川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。

平成27年1月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 緑川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成27年1月9日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課

熊本県公告第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により球磨川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。

平成27年1月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 球磨川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成27年1月9日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県南広域本部農林水産部林務課、熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部林務課

熊本県公告第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により天草地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。

平成27年1月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 天草地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成27年1月9日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課及び熊本県天草広域本部農林水産部林務課

熊本県公告第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字安永字古川409番1、同410番1、同410番3
1,614.21平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町安永608番地
吉原 信一

登載依頼**熊本県スポーツ推進審議会公告第1号**

平成26年度熊本県スポーツ推進審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成27年1月9日

熊本県教育長 田 崎 龍 一

- 1 開催日時
平成27年1月15日（木）
午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所
県庁本館 5階 審議会室
- 3 議題
(1) 熊本県スポーツ推進計画の進捗状況について
(2) 運動部活動及びスポーツ活動のあり方の方針について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県スポーツ推進審議会事務局
(熊本県教育庁教育指導局体育保健課スポーツ振興係)
(電話096-333-2710)